



## 平戸市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査執行の結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和6年5月30日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉  
平戸市監査委員 首藤 毅彦



### 第1 監査の対象及び監査の期間

建設部建設課	令和6年2月 5日～7日
建設部都市計画課	令和6年2月 19日～21日
消防本部及び消防署	令和6年4月 25日～26日

### 第2 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

#### 2 監査の対象とした事項

主に令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### 1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

#### 2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

### 3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

### 4 補助金関係

- (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続が適正に行われているか。

### 5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

## 第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指導事項等は次のとおりである。

<参考> 監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの</li><li>・予算を目的外に支出していると認められるもの</li><li>・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの</li><li>・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの</li><li>・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの</li></ul>
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

## ■建設部建設課

### 【指導事項】

#### 1. 例規の整備について

平戸市一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例施行規則、平戸市道路占用規則について、許可申請にかかる許可手続の条文規定がなされていない。また、「許可通知書」は任意の様式で運用しており、手続の明確化という点から許可手続を規定することが適切である。

#### 2. 一般公共海岸区域の占用許可について

平戸市木場町の船積用棧橋設置工事に伴う申請書添付書類について、平戸市一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例施行規則第3条では、「位置図、地況図、実測図、公図、方法書、その他の図書設計図等」を満たすものと規定しているが、工作物の設置にもかかわらず、その他の図書（工作物設計書、構造計算書等）が添付されていなかった。申請書の受理にあっては、添付書類の確認を徹底されたい。

#### 3. 道路愛護推進事業について

平戸市道路愛護推進事業実施要綱第3条第1項に基づき、道路愛護団体が提出する作業実施承認申請書に対し、同条第2項の規定に基づく作業承認の可否について、実施承認（却下）通知書を通知することになっているが、令和3・4年度において申請にかかる決裁及び通知手続がなされていなかったことから、適正な事務処理に努められたい。

## ■建設部都市計画課

### 【指導事項】

#### 1. 例規の整備について

平戸市高齢者向け優良賃貸住宅補助金交付要綱について、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」等の引用条項に誤りがみられたので、適正な例規整備に努められたい。

#### 2. 公営住宅維持管理業務について

契約規則第 23 条に定める額を超える随意契約を行う場合は、予定価格調書を作成することとなっているが、令和 4 年度「市営山田住宅 2 階廊下建具取付工事」では作成していなかったため、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。

また、浄化槽維持管理清掃業務委託契約等で、契約締結伺がないものや決裁権者の決裁がない事例が複数見られたので、契約にかかる事務手続を再度確認し適切に処理されたい。

#### 3. 普通財産貸付について

令和 3 年度「旧壺部浦アパート跡地（平戸市生月町壺部浦 268-2）」の貸し付けについて契約書を取り交わすべきところ、規定にない「普通財産使用許可書」を交付していた。平戸市公有財産管理規則第 21 条第 7 号において、普通財産を借り受けようとする者は、申請書にあわせて「貸付契約書案」を提出することになっており、同規則第 25 条において、「普通財産を貸し付ける場合は、貸付の用途、期間及び貸付料並びに納入の時期、方法のほか、次に掲げる事項を付して契約しなければならない。」と規定されているため、適正な事務に努められたい。

#### 4. 公有財産使用許可について

居住地からの立ち退きを受け、次の居住地が決定するまでの一時居住地として令和 3 年 8 月 17 日付で申請があった、市営大久保住宅の公有財産使用許可について、当初使用期間を令和 3 年 12 月 31 日までとしていたが、期間が過ぎても次の居住地が見つからないなどの申し出により、所管課の決裁で使用期間を 2 回延長している。しかし、その期間の使用申請書は提出されておらず、また、当初発布日はそのまま使用期間を変更し許可書を交付していた。公有財産使用許可については、平戸市公有財産管理規則第 18 条に基づき申請書の提出を求め、その期間中の許可書を交付することで申請と許可の整合性を図られたい。

### 【意見】

#### 1. 市営住宅模様替え（増築）申請について

令和 4 年 6 月 2 日に申請された平戸市住宅条例施行規則第 13 条の規定に基づく「市営住宅模様替え（増築）申請」において、添付すべき設計図の提出がなかった。

また、竣工届に添付されている写真をみると、申請者自作の倉庫であり安全性が十分担保できないことから、申請時に提出された書類を十分確認し、事故防止に努めるなど適正な事務を執られたい。

## ■消防本部及び消防署

### 【指導事項】

#### 1. 例規の整備について

平戸市消防公印規程に規定されている「(7)平戸市消防署長之印」及び「(17)平戸市消防団長之印」の寸法と実寸に差異があったので、適正な例規整備に努められたい。

#### 2. 契約事務について

消防庁舎維持管理における保守点検業務委託など各種契約を行っているが、その契約事務において、下記のとおり不備な点がみられたので、平戸市契約規則等関係例規に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(1) デマンド(最大需要電力)監視業務委託について、「システム利用契約書」第5条で、契約期間を2022年4月1日から2年間の契約とし、「システム利用規約」第13条において、契約期間終了日の1か月前までに申し出がない場合、自動更新する旨の契約となっている。地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない支払いを約束する自動更新条項の定めは適当でない。

(2) 消防用被服類(新入消防団員被服等)購入他2件の物品購入にかかる請書において、物品の品名、規格、数量等の記載がなく添付すべき仕様書がなかった。

(3) 令和4年8月29日付で契約した壱部地区地上式防火水槽解体工事について、令和4年11月10日付で変更契約を行っているが、契約相手方の記載がなされていなかった。また、変更契約において工事請負変更契約書の標準様式をそのまま使用しており変更契約に不要な中間前金払の変更や部分払の変更等が記載されていた。

### 【意見】

#### 1. 備品管理簿の整理について

デジタル無線・通信指令台等の設備は、平成27年3月25日開始時に470,941,851円で備品管理簿にその他の通信機器として登録されている。

設備更新に伴い、令和4年3月31日に高機能消防指令センター中間更新整備及び救急業務総合支援システム中間更新整備として備品管理簿に追加されているが、入れ替えた機器相当分の廃棄(撤去)について開始時の現在高から減額されていない。また、通信機器一式として一括記載されているが、機器によって更新したものと既設を使用したものがあるため、設備の内訳を作成するなど適正な備品管理簿となるよう努められたい。